

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく まん延防止等重点措置の公示がなされた場合の 島根県の対応について（案）

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株の感染が昨年末に確認され、感染が急拡大し、県内全域に感染が広がるおそれがあることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請する。

本県への適用が決定された場合の対応は、下記のとおりとする予定である。

記

1. 県知事が指定するまん延防止等重点措置の措置区域
県内全域
2. 期間
新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、国が公示する期間
3. 県民・事業者への要請のうち主なもの
 - (1) 都道府県をまたぐ移動の自粛
行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。
ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - (2) 外出・移動の自粛
 - ① 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
 - ② 集客施設等（1,000㎡超）は、密集しないよう措置を講じること

(3) 飲食店等への営業時間短縮等

- ① 第三者認証店（以下、「認証店」という）以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないこと。
- ② 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
 - ア 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供を可能とする。ただし、酒類の提供は午後8時までとする。
 - イ 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わない。
- ③ 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。
- ④ この営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、適用日から3日後までに開始すること。
- ⑤ この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

(4) 県立施設

県外からの集客が見込まれる県立施設を休館する。

【休館予定の施設】

(施設名)	(住所地)
① 島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町
② 島根県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根
③ 三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根
④ 島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町
⑤ 島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町
⑥ 島根県立石見美術館	益田市有明町

※政府が決定する基本的対処方針の内容により、要請内容を変更することがある。